

# 学校いじめ防止基本方針

《県立高等学校・中等教育学校編》

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (本校のいじめ防止等に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害するだけでなく、可能性ある未来も奪う陰湿な行為です。いじめは、被害者の心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを許さず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することのないように、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等のための対策を行います。

また、自立した職業人の育成及び人間性豊かな職業人の育成に努め、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指します。さらに地域産業を担う人材の育成を基本に、心身に及ぼすいじめの影響、人権の侵害など、いじめの問題について生徒の理解が深まるように取り組み、自分と異なる価値観を許容できる人間力のある人材育成を図ります。

### (いじめの禁止)

本校生徒は、いじめを行いません。いじめを許しません。そしていじめを傍観することはありません。

### (学校及び職員の責務)

本校では、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、関係機関等と連携しながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に努めるとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取り組み

- ・ 職員が一丸となって生徒に対して、「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、生徒が互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくり及び集団づくりを推進していく。
- ・ 学習活動等において、他者を思いやる心を育む教育を実践する。
- ・ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行います。
- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめに関する校内研修を通して、共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・ 生徒は、人権研修や交流活動や学校行事、ボランティア活動等を通して、人権意識を高めるとともに、他者を尊重する精神を養います。
- ・ 職員は、生徒に対する日常的な声かけ等を通して、心の通うコミュニケーションを心がけ、生徒の少しの変化も見逃さず、温かい気持ちで生徒を見守るように努めます。

## (2) いじめの早期発見のための取組み

- いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のように実施します。
  - ① 生徒対象いじめアンケート 年2回(5月、9月)
  - ② 個人面談を通して学級担任による生徒観察 年3回(各学期1回)
  - ③ 全職員による生徒情報交換会の開催 年3回(各学期1回)
- 生徒及び保護者がいじめに係る相談等ができるように次のとおり、教育相談体制の整備を行います。
  - ① スクールカウンセラーの活用
  - ② カウンセリングルーム前にいじめ相談ポストを設置する
  - ③ いじめ相談窓口の設置
  - 相談・通報等のあった事案は、「いじめ対策会議」を中心に迅速な対応及び情報共有に努めます。
  - いじめ防止等に関する職員研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

## (3) いじめの早期解決のための取組み

- いじめを見た、またはその疑いのある行為を知り得た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- いじめの疑い、またはいじめの相談等を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- いじめの事実が確認された場合(たとえ当事者同士が否定していても)は、いじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者に連絡し、家庭と連携しながら支援と助言を継続的に行います。
- いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- いじめの行為を知りながらはやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるように指導します。
- いじめを傍観している生徒等にも、いじめを自分の問題として捉え、職員や保護者等誰かに知らせる勇気を持つように指導します。
- いじめの当事者間における争いに発展させないように、いじめの事案に係る情報を「いじめ対策会議」を通して、関係保護者等に適切に提供し、必要な措置を講じます。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、躊躇することなく県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

## (4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報の匿名性及び短時間で急速に情報が広がってしまうこと、インターネット等を通じて発信される情報の特性をふまえて、情報交換サービス等のインターネット等を通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が適正な対応がとれるように、情報モラル教育及び研修会等必要な啓発活動を行います。

### 3 「いじめ対策会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策会議」を設置し、学期に1回程度開催します。また、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

#### (1) 「いじめ対策会議」の構成

「いじめ対策会議」

構成員:管理職(教頭または副校長)、生徒指導グループ代表職員、教育相談コーディネーター、養護教諭、学年主任、保護者代表

開催形態:年度初めに委員会を立上げ、原則学期に1回程度開催する。ただし、保護者代表には、年間計画や調査項目の作成等に参画していただき、いじめが起こった際の調査等実務的な内容は、教職員で行います。

#### (2) 活動内容

- ・いじめ防止等のための取組内容等の検討、基本方針、年間計画作成、実行、検証、修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と事実確認等の情報収集
- ・いじめの事案への対応検討・判断
- ・いじめの事案の報告
- ・アンケート等の調査用紙作成、実施、検証

### 4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ緊急対応チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

#### (1) 「いじめ緊急対応チーム」の構成

「いじめ緊急対応チーム」

構成員:管理職(校長、副校長)、生徒指導主事、生徒指導グループ総括教諭、学年主任、外部専門家(専門的知識及び経験を有する者等の第三者)

#### (2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報提供・説明
- ・神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

### 5 その他

いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価項目に加え、適正に本校の取組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの未然防止に関する取組みに関すること
- ・いじめを再発防止するための取組みに関すること